

議案第 2 号

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年 8 月 2 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 3 7 号）による地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）の一部改正に伴い、条例の規定を整理するため、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和 4 5 年君津市条例第 1 1 号）、一般職の職員の給与等に関する条例（昭和 4 5 年君津市条例第 2 1 号）及び職員の旅費に関する条例（昭和 4 5 年君津市条例第 2 3 号）の一部を改正しようとするものである。

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和45年君津市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改める。

(一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 一般職の職員の給与等に関する条例(昭和45年君津市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第21条の2第2号中「(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第22条第1項及び第26条第6項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

第3条 職員の旅費に関する条例(昭和45年君津市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「(法第16条第1号に該当するに至って失職した場合を除く。)」を削る。

第27条第1項第3号中「(昭和45年君津市条例第21号)」を削る。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第3条中職員の旅費に関する条例第27条第1項第3号の改正規定は、公布の日から施行する。

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条による改正 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例 (失職の特例)</p> <p>第5条 任命権者は、<u>法第16条第1号</u>の規定に該当するに至った職員のうち刑の執行を猶予されたものについては、その罪が過失により生じたものであり、かつ、その者の情状を考慮して特に必要があると認めるときに限り、その職を失わないものとするができる。</p> <p>2 省略</p> <p>第2条による改正 一般職の職員の給与等に関する条例 (期末手当)</p> <p>第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第21条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第21条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し_____、又は死亡した職員（第26条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2～5 省略</p> <p>第21条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p>	<p>(失職の特例)</p> <p>第5条 任命権者は、<u>法第16条第2号</u>の規定に該当するに至った職員のうち刑の執行を猶予されたものについては、その罪が過失により生じたものであり、かつ、その者の情状を考慮して特に必要があると認めるときに限り、その職を失わないものとするができる。</p> <p>2 省略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第21条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第21条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員（第26条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2～5 省略</p> <p>第21条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p>

(1) 省略

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員_____

(3) ～(4) 省略

第21条の3 省略

(勤勉手当)

第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し_____

_____, 又は死亡した職員（第26条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2～5 省略

(休職者の給与)

第26条 省略

2～5 省略

6 第2項又は第3項に規定する職員が当該各項に規定する期間内で、第21条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し_____

_____, 又は死亡したときは、第21条第1項の規定により規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。

7 省略

(1) 省略

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）

(3) ～(4) 省略

第21条の3 省略

(勤勉手当)

第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第26条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2～5 省略

(休職者の給与)

第26条 省略

2～5 省略

6 第2項又は第3項に規定する職員が当該各項に規定する期間内で、第21条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、第21条第1項の規定により規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。

7 省略

第3条による改正 職員の旅費に関する条例

(旅費の支給)

第3条 省略

2 省略

3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、法第28条第4項

又は第29条の規定により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4～6 省略

(旅費の調整)

第27条 任命権者は、次の各号に規定する場合その他当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超える旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費は支給しないことができる。

(1)～(2) 省略

(3) 一般職の職員の給与等に関する条例

第12条の規定により通勤手当の支給を受ける職員が、居住地から目的地に直ちに旅行した場合及び目的地から居住地に直ちに旅行した場合

2 省略

(旅費の支給)

第3条 省略

2 省略

3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、法第28条第4項(法第16条第1号に該当するに至って失職した場合を除く。)

又は第29条の規定により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4～6 省略

(旅費の調整)

第27条 任命権者は、次の各号に規定する場合その他当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超える旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費は支給しないことができる。

(1)～(2) 省略

(3) 一般職の職員の給与等に関する条例(昭和45年君津市条例第

21号)第12条の規定により通勤手当の支給を受ける職員が、居住地から目的地に直ちに旅行した場合及び目的地から居住地に直ちに旅行した場合

2 省略